

～お知らせ～

平成31年1月24日に施行された「健康増進法」の一部改正に伴い、屋外に設置していた灰皿は、令和元年6月30日をもって撤去いたしました。

令和元年7月1日以降は、勤労者・市民交流センターは全館禁煙（屋外も含む）となりました。

ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。